

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月12日

【会社名】 株式会社セゾン情報システムズ

【英訳名】 SAISON INFORMATION SYSTEMS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮野 隆

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社セゾン情報システムズ 関西事業所
(大阪市西区江戸堀一丁目5番16号)

株式会社セゾン情報システムズ 名古屋営業所
(名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社セゾン情報システムズの代表取締役社長（宮野 隆）は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、財務報告に係る内部統制は、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示された「内部統制の基本的枠組み」に準拠して、整備及び運用しております。なお、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である平成25年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。当該財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制について評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスに係る内部統制について評価を行いました。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用したものであります。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、「内部統制の基本的枠組み」に従い、当社及び連結子会社2社としております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算してゆき、前連結会計年度の売上高の2 / 3に達している本社を対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

当該評価に基づき、当社代表取締役社長（宮野 隆）は、平成25年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

特記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。